

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還） 14

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43789">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43789</a>

44  
下田大使 只弼 又長 曾合 談

ソカビ 万博

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外官  
 務務 房  
 次次  
 臣官審審長  
 候文会管管

総番号(TA) 4294 主管  
 69年2月4日22時00分 フントン 発 米北  
 69年2月5日12時24分 本省 着

総人電厚計  
 参( )  
 参領旅移

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題(ロヂャース長官との会談)

第291号 極秘 至急

4日本使ロヂャース国務長官との会談中オキナワ問題に関する部分次の通り。

1. 本使より戦後日本領土中三つの島、よぐんが米国の占領下に残されたが、アマミぐん島は1953年に、オガサワラ諸島は1967年に、それぞれ日本に返かんされ、オキナワが最後に残ったところ、同島についてはダレス長官時代に既に日本の潜在主権の存在が声明され、一昨年サトウ・ジョンソン会談の際、施政権の早期返かんの根本方針が打出され、その方針の下に継続協議が行なわれつつあるが、今やオキナワ島民のみならず日本国民一般が同島の返かん時期の未決定にIMPATIENTになりつつある。

現在日本においては対米関係について、(イ)1970年以降の安保条約延長問題と、(ロ)オキナワ返かん問題が大きなNATIONAL ISSUEとなつているところ、(イ)については国民の多数は同条約の存続を希望す

参北東経  
 中西経  
 米北保  
 参一二  
 参西汽洋  
 占領

参参近ア  
 次総経国万  
 参貿統三  
 参政技二  
 国一選  
 参条協規  
 参政経科  
 軍社専  
 参道内外

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

るが、反対意見も存在するに反し、(ロ)については反対意見なく、国民の全部がUNANIMOUSLYに早期返かんを希望しているところに両者の大きな相違がある。(ロ)の問題の解決がせん延する場合は国民のIMPATIENTの度合もますます強まり、現にこれを左よく革命分子が利用し、反米感情をかきたてる上に相当の効果をおさめつつあり、かかる情勢は日米ゆう好関係の大局上、もはや放置しえざる状態になつているものと認められる。日米両国政府はオキナワを現状のまま持続することの軍事的利益と、施政権早期返かんのもたらすべき政治上利益と、を比較し、政治的見地より、本問題を速かに解決することがかん要と考えられる。本問題さえ解決すれば、日米間にはもはやその友好関係を危うくする如き深刻な問題は存在しなくなるものと思われる。最近米朝野間に日本がアジアの指導国家としてますます重要な役割を演ずることを期待する声が強まっております。日本政府もその役割の重要性を十分認識し、かつこれが遂行の意よくを有する次第であるが、いかんながら一般国民は未だ自国の指導的地位を認識するに至らないところ、その理由をせんさくするに、所せん一国の領土の一部が他国により占領されおる事実は当該国家が世界の指導的国家となることと両立せざるものと考えられ、この点が確かに日本国民が自ら指導国家なりと意

極秘

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

識するに至らない一原因をなすのではないかと本使は感ずるに至つた。これは米国民には理解し難い感情であるかも知れないが、日本国民には確かにかかる面よりするよく求不満があり、これが日米関係改善の上のガンとなりうるものと認められる旨述べた。

2. ロ長官は、自分はオキナワ問題については既によくブリーフィングを受けており、またブリーフィングを受けるまでもなく貴使の述べられた点については十分深い理解を有するつもりであり、オキナワ問題は速かに解決しなければならぬと考えている。と述べた。

よつて本使より、アイチ外相が5月中にも訪米を希望されるのは、なるべく早く貴長官とオキナワ問題につき会談し、同問題の早期解決に資したいからであり、サトウ総理が//月以降訪米の希望を有せられるのもニクソン大統領との間に本件の解決につき、最高レベルの会談を行なわれたい為である旨説明したところ、ロ長官は、自分はアイチ外相との間に、オキナワ問題を討議する用意がある旨同外相にお伝えありたく、御来米をお迎えするものとする旨述べた。

(3)

-3-

外務省

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 4295 ワシントン 主管  
 69年 2月 04日 22時 10分 米北  
 69年 2月 05日 12時 38分 本省 着

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ロジャース新国務長官との会談

第293号 極秘 至急

4日本使ロジャース国務長官を往訪、次のとおり会談した。

1. 本使より、ラスク前国務長官とは公私にわたつて最も緊密な協力関係を続けさせていただいたが、今後は貴長官よりも同様の援助と協力を与えられたい旨要請したところ、ロ長官は、貴使と今後協力してし事をなしうることをよろこびとするものであり、御用の際は何時でも御面会すべき旨答えた。

2. 本使より貴長官との最初の会見において言及せざるをえないことを情けなく思うものである、として、昨3日在京米大使館への学生侵入事件に言及し、本事件は日本国民からかん全にゆう難したB.M.A.L.L. MINORITYの行動に過ぎないが、かかる事件の発生はまことに遺憾にたえず、日本政府は今後米大使館に対し、もちろん万全の保護措置を講ずべきにつき、その点は御心配ない様願いたい旨述べたところ、ロ長官は、本件については昨日ジョン

- ソカビ
- 万博
- 大蔵省 外務省
- 事務 房
- 次次
- 巨官官審審長
- 債文会管給
- 総人電厚計
- 自資長
- 参閣が
- 参領旅移
- 参北東經
- 参中西經
- 参北北經
- 参一二
- 参西東洋
- 参西
- 参審近ア
- 次総經国万
- 参貿統國
- 参政技二
- 参政一理
- 参余協規
- 参政經科
- 参社専
- 参道内外
- 参文長

外務省

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ノン次官より貴使御申出の次第を聞いているが、(3日本使よりるい次貴電により本事件をちくいちジョンソン次官に電話通報すると共に本使のPERSONAL REAPERTを表明しておいた。)同様の学生の行動は米国にもみられるものであり、彼等の行動が一般日本国民の気持とかけ離れたものであることはよくりよう解しているの、決して気かけられないようお願いと述べた。

3. 本使より、客月帰朝の際、アイチ大臣より、帰任の際には貴長官の御就任に対ししゆくじを伝えるよう依頼された旨及び、同大臣は出来れば本年5月中に訪米し、貴長官としたしく会談したき希望を有することをお伝えする様指示された旨、述べたところ、ロ長官は、アイチ大臣も最近外相に就任された方と承知しているが、その御就任に対するしゆくじを伝えられたき旨、ならびに5月中御来訪の際お会いするのをたのしみにお待ちする旨述べた。アイチ大臣の具体的訪米期日についてはルーテインの外交チャンネルで後日協議決定することとした。

4. 本使より、アイチ大臣はまた今夏日米閣僚会議の際ぜひ貴長官の訪日をお迎えしたいとの希望を有されることを伝えた上、今後共政治・経済両面における日米両国政府間のハイレベルの接しよくの場として、同会議の継続開催方

(2)

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

を日本政府は極めて重要視しおる旨述べたところ、ロ長官は、自分も同会議の重要性をよく理解しており、未だ大統領の決裁を得てはいるわけではないが、自分としては同会議の継続開催を必要とするものと考えている旨述べた。本使より、日本では、新政権はアジアよりもヨーロッパそん重の外交政策をとるのではないかと取きたする向きがあるが、もし旧政権下で行なわれていた同会議が新政権下で停止されるようなことがあれば、日本政府及び国民は非常に失望するであろう、と述べたところ、ロ長官は、わらいながら、新政権がヨーロッパそん重の政策をとるということはありえない。むしろ欧州諸国がNEGLECTされているとの不平を持っている位であるが、世界のいずれの地域に対してもそのMERITに応じた重要性を与えるのが米国の政策であり、アジアは依然として重要であり、特に世界第3の経済力をようするに至つた日本は米国にとり最も重要な国家である、と述べた。

5. ついでオキナワ問題及び日米航空パンフィック・ケースの問題に移つたところ、その概要別電第291号及び別電第292号のとおりである。

(J) (3)



11) 22.12.13.

代理士候 — 「本上取付」を「現状」(万)に「相違」は「此」  
 12.13.13.

取付 — 物取付の「取付」の「取付」は「此」に  
 取付、蓋し、此「取付」、物取付は「取付」に

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

か「取付」の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」

取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」  
 取付の「取付」の「取付」の「取付」の「取付」



